

役員報酬規程

社会福祉法人 社友会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人社友会定款第23条に規定する評議員・理事及び監事（以下、役員とする）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(報酬及び費用の額)

第2条 役員報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 報酬の額は別表1のとおりとする。ただし、職員として給与を受ける場合は支給しない。
- 3 報酬の額には、法人本部までの往復交通費を含まない。この往復交通費その他費用の清算は職員の就業規則に準じ、理事長の承認を得て支払う。

(計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までの期間で計算する。

(法定控除)

第4条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、翌月末日までに指定する口座へ振り込む。

(規程の変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

「法人役員への報酬・旅費または交通費支給規定」は平成29年3月31日限りで廃止する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。但し別表1の監事（公認会計士）報酬額は令和5年6月まで72,000円/月とする。

別表 1

区分	一人当たりの報酬額	合計の年間上限
評議員	20,000 円/日	420,000 円
理事長	35,000 円/日	2,520,000 円
理事	20,000 円/日	600,000 円
監事（事業担当）	20,000 円/日	200,000 円
監事（公認会計士）	70,000 円/月	840,000 円